

<h1>議事録</h1>	作成日		平成 29 年 3 月 22 日 (水)		作成者		下坂
	部長	所長	課長	参与	係長	係	
会議名	第 2 回宝塚市新ごみ処理施設整備基本計画策定委員会 (庁内委員会)						
開催日時	平成 29 年 3 月 15 日 (水) 10:00~12:00			開催場所	本庁 特別会議室		
参加者	井上副市長・上江洲理事・荒谷技監・福永企画経営部長・赤井行財政改革担当部長・中西市民交流部長・森本総務部長・尾崎都市安全部長・坂井都市整備部長・影山環境部長・和田教育委員会管理部長・足立上下水道局長						
議 題	1 事業方式 (各事業方式) について 2 整備用地 (1 次及び 2 次選定) について						

内 容
<p>1 開会あいさつ</p> <ul style="list-style-type: none"> 前回の委員会では、基本計画の全体概要、事業スケジュールについて共通認識を持った。今回は、事業方式及び整備用地選定についてさらに共通認識を高めたい。整備用地については 2 次選定までを行った結果を説明してもらおう。整備用地選定については利害関係もあるため、非公開とするとともに、資料の扱いには注意いただきたい。 <p>2 議題</p> <p>(1) 事業方式 (各事業方式) について</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業方式は最終的に 6 月までに絞り込みたい。 いずれの事業方式が適当なのかを数値で示すのは可能であるため、施設建設から運営期間 20 年間の財政負担のシミュレーション結果として、次回 VFM を提示する。 PFI と DBO で、交付金や起債の獲得において、交付金はいずれの事業方式でも変わらず受けられるが、起債については、PFI の場合は受けられない。ただし、PFI の場合に起債を受けた変則的な事例として、名古屋市の BTO 方式がある。 人件費の算定条件は、施設を運営する上で必要な人員数は基本的には変わらないため、各事業方式とも同額とする。 ごみ処理施設整備は、分離発注が困難であり、ごみ処理施設の運営は技術的な専門性が高く、地元企業の参入はしにくいものである。 施設を 35 年程度使用し、事業期間を 20 年とした場合、その後に基幹改良工事が必要となり、その基幹改良工事を乗せた次の発注をすればよいと考える。 PFI の場合は PFI 法に基づくが、DBO の場合は根拠法がなく各自自治体の自主性に拠っている所があるが、PFI 法に準じて実施するのが一般的である。 <p>(2) 整備用地 (1 次及び 2 次選定) について</p> <ul style="list-style-type: none"> 2.7ha 必要であり、施設を分けることはデメリットが大きいので一体的に整備することを考えている。 現有施設敷地は 50cm の浸水想定区域に入っているが、施設整備で対応が可能のため、選

内 容

定条件では 2.0m 以上の区域を除外している。

- 都市公園などは用途地域を変更してまで建設することは考えていない。
- 用地取得やランニングコストの「確実性」も基本的な考え方に入れて検討する。
- 将来の建替えについては、今後検討していかなければならない事項ではあるが、将来的には広域化していくべきだと考える。